

平成 25 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名 エース証券株式会社  
代表者名 代表取締役社長 乾 裕  
問合せ先 執行役員常務広報部長 水野 和茂  
TEL (06) 6267-2111

会 社 名 丸八証券株式会社  
代表者名 代表取締役社長 伊澤 健  
(コード番号 8700 東証 J A S D A Q)  
問合せ先 執行役員マネジメント本部 IR 担当 山田 寿男  
TEL (052) 307-0850

## エース証券株式会社と丸八証券株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による 経営統合に関するお知らせ

エース証券株式会社（以下「エース証券」といいます。）と丸八証券株式会社（以下「丸八証券」といいます。）は、平成26年1月24日に開催予定の両社の臨時株主総会における承認を前提として、平成26年4月1日（予定）（以下、「効力発生日」といいます。）をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる株式会社エースホールディングス（以下「共同持株会社」といいます。）を設立（以下「本株式移転」といいます。）することについて合意に達し、本日開催の両社の取締役会において承認のうえ、「株式移転に関する基本合意書」を締結するとともに、本株式移転に関する「株式移転計画書」を共同で作成しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、共同持株会社の普通株式は効力発生日に東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）にテクニカル上場の予定であり、丸八証券は共同持株会社の上場に先立ち、東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づいて平成26年3月27日をもって東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）を上場廃止となる予定であります。

### 記

#### 1. 本株式移転による経営統合の背景と目的等

##### (1) 経営統合の背景

エース証券は、大正3年に大阪株式取引所仲買人として創業以来、関西地区を地盤に営業展開し、平成26年2月に創業100周年の節目を迎えることとなります。

一方、丸八証券は、昭和11年に株式取引所取引員として創業以来、東海地区を地盤として営業展開する老舗であり、平成16年11月には日本証券業協会に株式を店頭登録（現、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場）しております。

両社は、対面営業を中心に営業活動を推進しており、お客様に信頼いただける証券会社

を目指し、地域に密着したサービスを提供してまいりました。

営業地盤こそ異なるものの、共に地域に根差した長い歴史があり、共通の価値観を持つことから、平成 20 年 11 月に証券事業に関する包括的業務提携契約（以下「包括的業務提携」といいます。）を締結いたしました。

また、包括的業務提携に伴いエース証券は丸八証券が発行する転換社債型新株予約権付社債を引受け、平成 23 年 3 月に株式に転換し、丸八証券を連結子会社とし資本関係も強化してまいりました。

近年の証券業界は、リーマンショック、欧州債務問題等の世界的金融危機により経営環境は非常に厳しいものでしたが、平成 24 年 12 月の安倍政権発足により掲げられた経済政策（いわゆるアベノミクス）により、株式市場も急速に回復するに至り、2020 年の東京オリンピック開催も、証券市場にとって大きな材料になると思われまます。

このような好環境を背景に、グループ企業価値をより一層向上させ、安定基盤の構築を図るため、本株式移転により共同持株会社を設立するものであります。

## (2) 経営統合の目的

両社は、包括的業務提携のもと、各社の自主性・地域性を尊重しつつ、各々の特長を活かした事業運営を行ってまいりました。

また、エース証券は包括的業務提携に基づき、丸八証券との資本関係を強化し発行済株式総数の 43.07%（平成 25 年 9 月 30 日時点）を保有し、実質支配力基準に基づき丸八証券を連結子会社としております。

しかしながら、当グループがシナジー効果を発揮しさらに発展するために、両社が共同持株会社のもとで完全子会社となり、両社を含めた将来のグループ企業に提供すべきサービス・機能を共同持株会社のもとで再編し、事業の効率化に資することが必要であるとの考えに至りました。

共同持株会社を設立し、強固な資本関係を構築することにより、グループが一体となり、昨今の業界再編の流れや環境の変化に対しても、より機動的かつ安定的に対応できるものと考えております。

## (3) 経営統合の効果

本株式移転による効果として以下のとおり考えております。

### ① 営業基盤の拡大

関西地区を地盤とし首都圏、九州にも支店を持つエース証券と、東海地区を地盤とする丸八証券が一体となり、互いに地域補完することで、グループ全体として盤石な営業基盤が拡大し、業容の安定、発展が図れるものと考えております。

また、エース証券が展開している「金融商品仲介ビジネス」においては、金融商品仲介業者の登録件数は 240 件（平成 25 年 9 月 30 日時点）と同事業を営む金融商品取引業者の中で最も多く日本一であり、登録業者の分布は全国に広がっており、新たな地盤の構築も目指してまいります。

② スケールメリットを生かした営業展開

証券会社2社を、共同持株会社のもと完全子会社化することにより、グループとしての営業戦略がより明確になり、お客様に対し迅速にサービスを提供できると考えております。また、グループとしての商品戦略を統一することにより、商品の組成や選定時に、スケールメリットを享受できると考えております。

③ コスト削減

エース証券、丸八証券のバックオフィス、システム管理などの管理業務機能を、将来的に共同持株会社のもとで集約、統合することにより、コストの削減を目指してまいります。

④ 両社が培ったノウハウの相互利用

エース証券は創業99年、丸八証券も創業77年と共に地域に根付いた長い歴史があり、両社それぞれが、営業上培ったノウハウを持っています。

両社のノウハウを相互利用、集約することにより、将来的にサービスの付加価値向上、業務効率化などのシナジー効果の実現が可能であると考えております。

(4) 経営統合の基本方針

共同持株会社における経営統合の基本方針は以下のとおりであります。

- ① 経営環境の変化に機動的かつ安定的に対応するため、グループ内の再編成や M&A を検討していきます。
- ② 公正かつ実効性のあるガバナンスを充実・強化し経営の透明化を図ります。
- ③ エース証券、丸八証券の自主性や地域性を尊重しつつ、相乗効果のある戦略を構築し、グループとしての企業価値の更なる向上を目指します。
- ④ グループの経営資源を有効に配分・活用し、効率的な企業活動を推進します。

2. 本株式移転の要旨

(1) 本株式移転の方式

エース証券及び丸八証券を株式移転完全子会社、新たに設立される共同持株会社を株式移転設立完全親会社とする共同株式移転となります。本株式移転については、エース証券及び丸八証券の両社において平成26年1月24日開催予定の臨時株主総会にてそれぞれ承認を受ける予定です。

(2) 本株式移転の日程

株式移転計画承認取締役会（両社）	平成25年11月22日（金）
株式移転に関する基本合意書締結（両社）	平成25年11月22日（金）
臨時株主総会基準日設定公告（両社）	平成25年11月23日（土）（予定）
臨時株主総会基準日（丸八証券）	平成25年12月8日（日）（予定）
臨時株主総会基準日（エース証券）	平成25年12月9日（月）（予定）
株式移転計画承認臨時株主総会（両社）	平成26年1月24日（金）（予定）

東京証券取引所 J A S D A Q 平成26年 3 月 27 日 (木) (予定)  
 (スタンダード) 上場廃止日 (丸八証券)  
 共同持株会社設立登記日 (本株式移転効力発生日) 平成26年 4 月 1 日 (火) (予定)  
 共同持株会社株式上場日 平成26年 4 月 1 日 (火) (予定)

(注) 上記は現時点での予定であり、今後手続きを進める中で、両社による協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容

会社名	エース証券	丸八証券
株式移転比率	1	0.51

(注 1) 株式の割当比率

エース証券の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 1 株を、丸八証券の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 0.51 株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転により、エース証券又は丸八証券の株主に交付すべき共同持株会社の普通株式の数に 1 株に満たない端株が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

なお、共同持株会社は、100株を 1 単位とする単元株制度の採用を予定しております。

(注 2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数 (予定)

普通株式 70,477,864株

上記数値は、エース証券の発行済株式総数 49,875,000 株 (平成 25 年 9 月 30 日時点) 及び丸八証券の発行済株式総数 40,429,708 株 (平成 25 年 9 月 30 日時点) を前提として算出しております。また、両社は、本株式移転の効力発生日の前日までに、それぞれが現時点で保有又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、エース証券が平成 25 年 9 月 30 日時点で保有する自己株式 9,051 株及び丸八証券が平成 25 年 9 月 30 日時点で保有する自己株式 14,188 株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。実際に消却される自己株式については、現時点において未確定であるため、共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

また、本株式移転の効力発生日の直前までにエース証券の新株予約権等の行使等がなされた場合は、エース証券の発行済株式総数が変動するため、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(注 3) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1 単位 (100 株) 未満の共同持株会社の株式 (以下「単元未満株式」といいます。) の割当てを受ける株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に

に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、自己保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を持株会社から買い増すことも可能となります。

(4) 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

エース証券及び丸八証券は、本株式移転に用いられる株式移転比率の公正性を期すため、エース証券は仰星監査法人に対し、丸八証券はビバルコ・ジャパン株式会社（以下「ビバルコ・ジャパン」といいます。）に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。また、丸八証券は株式会社ストライク（以下「ストライク」といいます。）をファイナンシャルアドバイザーに選定し移転比率等の交渉を依頼いたしました。

仰星監査法人は、エース証券及び丸八証券の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、エース証券については、同社株式が非上場であり市場株価が存在しないため市場株価法を採用できないところ、一方で比較可能な上場類似会社が複数存在することから類似会社比較法をマーケット・アプローチの評価手法として採用し、丸八証券については、株式が取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、さらに丸八証券についても比較可能な上場類似会社が複数存在することから類似会社比較法をマーケット・アプローチの評価手法として採用し、それぞれ比率の算定を行いました。なお、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、エース証券及び丸八証券の営む事業である金融商品取引業の特性上、将来の財務数値を適切に予測することが困難であると判断され、また、市場株価法及び類似会社比較法により適正な評価が得られると判断したため、採用しておりません。

各評価方法による算定結果は以下のとおりであります（以下の株式移転比率の評価レンジは、エース証券の普通株式1株に対する丸八証券の普通株式の評価レンジを記載したものであります。）。

なお、仰星監査法人による算定においてはエース証券の普通株式1株当たりの株式価値を算定するうえで、10%の非流動性ディスカウントを考慮しております。

採用方法		株式移転比率の評価レンジ
エース証券	丸八証券	
類似会社比較法	市場株価法	0.47 ~ 0.51
類似会社比較法	類似会社比較法	0.56

市場株価法については、平成25年11月21日を算定基準日として、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間、算定基準日までの6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を基に、丸八証券の1株当たりの株式価値の範囲を分析し、株式移転比率を算

定しております。

なお、市場株価法で使用している丸八証券普通株式の普通取引終値については、株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、統合日である平成 25 年 7 月 16 日より東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）におけるものであります。

類似会社比較法については、エース証券及び丸八証券と類似する事業を営む上場会社の事業規模、収益構造等の類似性を考慮し、藍澤證券株式会社、いちよし証券株式会社、岩井コスモホールディングス株式会社、高木証券株式会社、東洋証券株式会社、丸三証券株式会社及び水戸証券株式会社を類似会社として抽出した上で、E V / E B I T D A 倍率を用いて分析を行い、それぞれの 1 株当たりの株式価値の範囲を分析し、株式移転比率を算定しております。

一方、ビバルコ・ジャパンによる算定の概要は次のとおりです。

ビバルコ・ジャパンは、複数の株式価値算定方法の中から丸八証券及びエース証券の普通株式の株式価値算定に当たり算定方法を検討のうえ、両社が継続企業であるとの前提のもとで評価することが適切であるとの考えに基づき、主としてマーケット・アプローチによる算定方法を採用することとし、丸八証券については市場株価法を、エース証券については類似会社比較法を主要な算定手法として用いて、両社の普通株式の株式価値及びその比率を算定し、統合比率としております。丸八証券の評価に市場株価法を採用した理由は、丸八証券は東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）市場に上場しており、客観的な市場株価が存在するためであります。エース証券の評価に類似会社比較法を採用した理由は、エース証券が非上場会社であるため、市場株価法は採用できないところ、エース証券と類似性の高い上場会社が複数存在することから、市場株価法に準じたマーケット・アプローチによる評価方法として、類似会社比較法の採用が可能であったためであります。なお、インカム・アプローチを採用しなかった理由は、両社がいずれも金融商品取引業を主な事業としており、事業の特性上相当の確度をもって将来キャッシュ・フローの予測を行うことが困難であるためであります。また、ネットアセット・アプローチを採用しなかった理由は、本件は継続企業同士が共同株式移転を行うに当たっての株式評価であり、一定時点の静的価値が算定されるネットアセット・アプローチの適合性が低いと考えられるためであります。

上記各方式において算定された両社の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであります。なお、ビバルコ・ジャパンによる算定においてはエース証券の普通株式 1 株当たりの株式価値を算定するうえで、5%の非流動性ディスカウントを考慮しております。

丸八証券 (市場株価法)	エース証券 (類似会社比較法)
2 2 3 円～2 3 3 円	3 5 2 円～4 6 8 円

上記の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を基にした、エース証券の普通株式1株に対する丸八証券の普通株式の評価レンジは以下のとおりです。

採用方法		株式移転比率の評価レンジ
丸八証券	エース証券	
市場株価法	類似会社比較法	0.48 ~ 0.66

市場株価法においては、平成25年11月21日を算定基準日として、丸八証券普通株式の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)(平成25年7月15日以前は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード))における算定基準日の終値233円、直近1か月間の株価終値単純平均値224円、直近3か月間の株価終値単純平均値225円、直近6か月間の株価終値単純平均値223円と分析しております。以上の結果、丸八証券の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を、223円から233円までと算定しております。

類似会社比較法においては、エース証券と類似性の高い類似会社として、①金融商品取引業を主な事業内容とすること、②対面営業を中心とすること、③収益規模が相手方と類似することの3点に着目し、藍澤証券株式会社、東洋証券株式会社、水戸証券株式会社、いちよし証券株式会社、高木証券株式会社、丸三証券株式会社、岩井コスモホールディングス株式会社の7社を比較対象として選定いたしました。また、マルチプルとして用いる指標は、一般的に用いられる事業価値/利払前税引前償却前利益(EV/EBITDA)倍率、株価収益倍率(PER)、株価純資産倍率(PBR)を採用し、市場株価法と同様、各類似会社の評価基準日の終値、評価基準日の直近1か月、3か月、6か月間の株価終値単純平均値に基づくレンジにより倍率を算定しております。以上に基いてエース証券の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を352円から468円と算定しております。

## ② 算定の経緯、割り当ての内容の根拠及び理由

平成25年8月初旬にエース証券丸八証券に対し本株式移転による経営統合についての打診があり、両社はそれぞれの代表取締役を中心に検討を開始するとともに、上記のとおり、エース証券は仰星監査法人に、丸八証券はビバルコ・ジャパンに本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、仰星監査法人は平成25年10月4日より、ビバルコ・ジャパンは同年10月15日より、それぞれ算定の作業を開始いたしました。

丸八証券は同年10月15日に、全取締役に対して本経営統合について説明し協議をおこないました。また、両社はともに第三者算定機関から提出された株式移転比率についての専門家としての算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、同年11月5日に仰星監査法人、ストライク及びビバルコ・ジャパンを交えて両社で1回目の株式移転比率についての協議を行い、その後、担当者による複数回の電話での協議を重ね、同年11月18日に両社は2回目の株式移転比率についての協議をおこないました。それらの協議の結果、最終的に、仰星監査法人、ビバルコ・ジャパン双方の算定した株式移転の評価レンジ内にある上記の株式移転比率が妥

当であり、両社ともにそれぞれの株主の利益に資するものであると判断いたしました。なお、当該判断の前提としてエース証券は仰星監査法人より、丸八証券はビバルコ・ジャパンより、丸八証券の普通株式の価値及びエース証券の普通株式の価値に関する算定手法及びその前提条件に関する説明を受けることを通じて、それぞれの移転比率の算定結果の合理性を確認しております。

なお、株式移転比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、エース証券と丸八証券との協議により変更することがあります。

### ③ 算定機関との関係

第三者算定機関である仰星監査法人及びビバルコ・ジャパンは、いずれもエース証券又は丸八証券の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。また、丸八証券がファイナンシャルアドバイザーに選定したストライクはエース証券又は丸八証券の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### (5) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式移転に際して、エース証券が既に発行している新株予約権については、各新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる共同持株会社の新株予約権を割当て交付いたします。

なお、丸八証券は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

### (6) 両社の自己株式及びエース証券保有の丸八証券株式に関する取扱い

エース証券及び丸八証券は本株式移転の効力発生日の前日までに、それぞれが現時点で保有する又は今後新たに保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であります。

ただし、エース証券が保有する丸八証券株式に対しては、株式移転比率に応じて共同持株会社株式が割当て交付されることとなります。これに伴い、エース証券は一時的に共同持株会社の株式を保有することになりますが、会社法第135条第3項の規定に従い、相当の時期に処分いたします。

### (7) 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の新規上場に関する取扱い

丸八証券は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づいて平成26年3月27日をもって東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)を上場廃止となる予定であります。

エース証券及び丸八証券は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に新規上場を行う予定であり、将来的には本則市場への上場を目指してまいります。

東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場日は、東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づいて決定されますが、共同持株会社の設立登記日である平成26年4



月 1 日を予定しております。

(8) 実質的存続性審査について

共同持株会社の普通株式の上場はテクニカル上場であり、本株式移転が、丸八証券の実質的存続性を喪失する合併等に該当するものと東京証券取引所に判断され、実質的存続性の喪失に係る猶予期間に入る可能性があります。この場合、一定の猶予期間内に、共同持株会社が新規上場審査に準じた基準に適合しない時には、共同持株会社の普通株式は上場廃止となりますが、エース証券及び丸八証券は、共同持株会社について猶予期間内に当該基準に適合しているかどうかの審査に係る申請を行い、当該基準に適合することが可能と考えております。

(9) 共同持株会社の設立初年度の配当について

共同持株会社の設立初年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）について、共同持株会社の年間配当の金額につきましては、これまでのエース証券及び丸八証券の配当方針、配当水準、今後の共同持株会社の業績等を総合的に勘案して決定することを予定しております。

(10) 共同持株会社設立前の基準日に基づく両社の配当について

エース証券及び丸八証券は金融商品取引業を営んでおり、金融商品取引業は、通常の業績を適正に予想することが極めて困難なため、平成 26 年 3 月期の配当予想に関しましては未定としております。

(11) 公正性を担保するための措置

エース証券は、丸八証券の発行済株式総数の 43.07%（平成 25 年 9 月 30 日時点）を保有し実質支配力基準に基づく親会社であります。両社は本株式移転の公平性・妥当性を担保するために、前記（4）に記載のとおり、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考に、独立性をもって慎重に検討し、交渉・協議を行い、その結果合意された株式移転比率により本株式移転を行うことを、それぞれの取締役会において決議いたしました。

丸八証券は、丸八証券社外監査役であり独立役員である久米愛樹氏に上記（1）から（4）、（6）および（9）の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がエース証券を除く丸八証券の少数株主（東京証券取引所の有価証券上場規程第 441 条の 2 及び同施行規則第 436 条の 3 にいう「支配株主その他施行規則で定める者」以外の者をいいます。以下同じ。）にとって公正であることの確認を依頼いたしました。久米愛樹氏は、株式移転比率の算定方法及び結果についてビバルコ・ジャパンより詳細な説明を受け、それらが公正なものであることを確認し、移転比率が少数株主にとって不利益とならない旨の意見書を平成 25 年 11 月 21 日に丸八証券取締役会に提出いたしました。

また、丸八証券は、法務アドバイザーとして、丸八証券及びエース証券並びに、株式移転比率の算定を行った仰星監査法人及びビバルコ・ジャパンとの利害関係を有しない、独立した法律事務所である兼子・岩松法律事務所を選定し、本株式移転の手續及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。兼子・岩松法律事務所は、ビバルコ・ジャパンによる株式移転比率算定の過程で、算定の前提、算定方法及び算定結果についてビバルコ・ジャパンより詳細な説明を受け、本株式移転の手續及び意思決定の公正性について法的な観点から丸八証券に助言を行っております。

なお、丸八証券は、合意された株式移転比率が丸八証券の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、エース証券は、法務アドバイザーとして、横浜綜合法律事務所を選定し、本株式移転の手續及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

なお、エース証券は合意された株式移転比率がエース証券の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

#### (12) 利益相反を回避するための措置

丸八証券の取締役のうち、エース証券の取締役であり丸八証券の取締役を兼任している細井朗氏については、特別利害関係を有すること又は特別利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、利益相反防止の観点から丸八証券の取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加しておらず、丸八証券の立場においてエース証券との協議・交渉に参加しておりません。

また、本日開催の丸八証券の取締役会においては、特別利害関係を有すること又は特別利害関係を有するおそれがあることに鑑みて、利益相反防止の観点から本株式移転に関する審議及び決議に参加しない細井朗氏を除く6名の出席取締役のうち4名の賛成により本株式移転計画の作成を決議しております。なお、取締役出田順蔵氏は決議するに足る議論をおこなう時間が充分でないとの理由により賛否の意思表示を留保し、取締役中村吉孝氏は本株式移転計画について、エース証券から得た情報の精査をおこなう時間が充分でなく、テクニカル上場後の実質的存続性の喪失に係る猶予期間に入った場合、必ずしも猶予期間内に共同持株会社が新規上場審査に準じた基準に適合できる確証はなく、その場合、少数株主の利益を損なう可能性があること、および本株式移転計画における移転比率が少数株主に不利益となるとの考えから反対いたしました。また、丸八証券の監査役のうち、エース証券の監査役を兼任している川島修氏は、上記の取締役会において、意見表明を行っておりません。なお、丸八証券の上記取締役会において、川島修氏を除いた丸八証券の監査役2名のうち監査役久米愛樹氏は本株式移転計画の作成に異議がない旨の意見を述べ、監査役荻野恒久氏は、本株式移転に関して事前の情報提供、資料説明等を含め、決議までの時間が充分といえず、各取締役の間でさらに議論を要する事項があるのではないかという意見がなされました。

一方、エース証券の取締役のうち、丸八証券の取締役を兼務している細井朗氏については、特別利害関係を有するおそれがあることを鑑みて、利益相反防止の観点からエース証

券の取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加しておらず、エース証券の立場において丸八証券との協議・交渉に参加していません。

また、本日開催のエース証券の取締役会においては、特別利害関係を有するおそれがあることを鑑みて、利益相反の防止の観点から本株式移転に関する審議及び決議に参加しない細井朗氏を除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。

### 3. 本株式移転の当事会社の概要（平成25年9月30日現在）

(1) 名称	エース証券株式会社	丸八証券株式会社
(2) 事業内容	金融商品取引業	金融商品取引業
(3) 設立年月日	昭和6年2月21日	昭和19年3月30日
(4) 本店所在地	大阪市中央区本町 二丁目6番11号	名古屋市中区新栄町 二丁目4番地
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 乾 裕	代表取締役社長 伊澤 健
(6) 資本金	8,831 百万円	3,751 百万円
(7) 発行済株式数	49,875,000 株	40,429,708 株
(8) 純資産	22,388 百万円（連結）	5,429 百万円（個別）
(9) 総資産	49,206 百万円（連結）	10,641 百万円（個別）
(10) 決算期	3月31日	3月31日
(11) 従業員数	492名（連結）	153名（個別）
(12) 主要取引先	個人及び法人投資家	個人及び法人投資家
(13) 大株主及び持株比率	富士ソフト(株) 32.98% (株)ケイアイ 16.64% (株)AOKIホールディングス 12.53% (株)レオパレス21 6.01% エース証券従業員持株会 5.70% (株)りそな銀行 3.69% 朝日火災海上保険(株) 1.95% 静岡信用金庫 1.24% (株)杉村倉庫 1.06% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口4) 0.78%	エース証券(株) 43.07% 中村 吉孝 14.92% 野村土地建物(株) 5.38% 中村 英美子 2.16% クレディスイスアーゲー チューリッヒ レジ デント トウキョウ (常任代理人) (株)三菱東京UFJ銀行 1.68% 吉田 則雄 1.62% 日本証券金融(株) 1.46% (株)ファントムクリエーション 1.01% 丸八証券従業員持株会 0.78% 赤座 登 0.78%
(14) 主要取引銀行	(株)りそな銀行 (株)三井住友銀行 三菱UFJ信託銀行(株)	(株)三菱東京UFJ銀行 (株)りそな銀行 (株)名古屋銀行
(15) 当事会社間の関係		
資本関係	エース証券は丸八証券の発行済株式総数の43.07%を保有しております。	
人的関係	取締役1名が、両社の取締役を兼任しております。また、監査役1名が、両社の監査役を兼任しております。	
取引関係	両社は、証券事業に関する包括的業務提携契約を締結しており、有価証券売買に係る取次ぎの委託等の取引関係があります。	
関連当事者への該当状況	丸八証券はエース証券の連結子会社であり、関連当事者に該当いたします。	

## (16) 最近3年間の財政状態及び経営成績

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

決算期	エース証券（連結）			丸八証券（個別）		
	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期
営業収益	5,897	8,168	10,070	2,499	2,688	3,029
純営業収益	5,846	8,106	9,986	2,473	2,664	3,020
営業利益又は 営業損失（△）	△176	84	1,512	143	379	645
経常利益又は 経常損失（△）	△289	△64	1,418	95	345	637
当期純利益又は 当期純損失（△）	503	△329	1,968	76	325	574
純資産額	17,307	17,209	20,469	3,922	4,270	4,784
総資産額	28,330	27,071	47,254	7,815	5,806	7,598
1株当たり当期純 利益又は当期純損 失（△）（円）	10.09	△6.61	39.47	3.79	8.69	15.36
1株当たり年間配 当金（円）	4.00	—	7.00	—	2.00	4.00
1株当たり純資産 （円）	306.04	300.29	360.14	104.83	114.13	127.87

## 4. 本株式移転により新たに設立する会社の状況

(1) 名称	株式会社エースホールディングス (英文名) ACE HOLDINGS INC.
(2) 事業内容	金融商品取引業、その他の金融サービス及びそれに付帯又は関連する業務を行う子会社等の経営管理及びこれらに付帯又は関連する一切の業務
(3) 本店所在地	大阪市中央区本町二丁目6番11号
(4) 代表者及び役員 の就任予定	代表取締役 乾 裕 現：エース証券(株)代表取締役社長 取締役 伊澤 健 現：丸八証券(株)代表取締役社長 取締役 子幡 健二 現：(株)エース経済研究所代表取締役 社長 監査役 川島 修 現：エース証券(株)監査役 丸八証券(株)社外監査役 監査役 木下 貴司 現：エース証券(株)社外監査役 監査役 生嶋 滋実 現：エース証券(株)社外監査役 富士ソフト(株)監査役
(5) 資本金	4,000百万円
(6) 純資産（連結）	現時点では確定しておりません。
(7) 総資産（連結）	現時点では確定しておりません。
(8) 事業年度の末日	3月31日

## 5. 会計処理の概要

本株式移転は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号（平成20年12月26日 企業会計基準委員会））における「共通支配下の取引等」に該当する見込みであります。共同持株会社の連結決算において「のれん」が発生する見込みであります。また、「のれん」の発生額及び償却年数につきましては、現時点では未定であります。会計処理の概要は、決定次第お知らせいたします。

## 6. 今後の見通し

今後、両社にて、本株式移転により新たに設立する共同持株会社の経営方針、計画及び業績見通し等を検討し、確定次第お知らせいたします。

## 7. 支配株主との取引等に関する事項

本株式移転は、エース証券が丸八証券の発行済株式総数の43.07%（平成25年9月30日時点）を保有し実質支配力基準に基づく親会社にあたり支配株主に該当することから、丸八証券にとって支配株主との取引等に該当します。

丸八証券が、平成25年7月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「支配株主との取引においては、他の一般的取引と同様に、取締役会・経営会議等で合理的に決定しており、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応しております。」と記載しております。

エース証券は、平成25年9月30日時点で、丸八証券の株式を43.07%（発行済株式総数割合）所有している同社の親会社であります。丸八証券は、エース証券グループの一員として相互に協力し、あるいは強みを発揮し、東海地区を地盤とし同グループ内における中核企業としての役割を担っておりますが、経営の独立性を確保し、丸八証券独自の意思決定により事業運営を行っており、親会社から自由な事業活動を阻害される状況にはありません。また、エース証券及びそのグループ会社との取引については、他の企業との取引と同様の基準に基づき行っております。

また、本株式移転についても、上記経営の独立性を確保し、さらに上記2.（11）及び（12）の施策により公正性を担保し、利益相反を回避する措置を講じた上で判断しております。

さらに、丸八証券は、本株式移転を検討するにあたり、2.（11）に記載の支配株主であるエース証券と利害関係を有しない丸八証券の独立役員である社外監査役久米愛樹氏に対し、本株式移転に関する丸八証券の決定が丸八証券の少数株主にとって不利益なものでないか否かに関する検討を依頼いたしました。久米愛樹氏は、移転比率そのものは公正であり少数株主に不利益とは考えられず、加えて、適正な交渉、利益相反を抑制するための適切な措置、適切な情報開示が行われており、今後も臨時株主総会の開催にあたって株主に対し必要な情報開示がなされることが予定されていることから、本統合計画に関する丸八証券の決定が丸八証券の少数株主に不利益なものであるとは考えられない旨を内容とする意見書を平成25年11月21日に丸八証券取締役会に提出いたしました。

これらの対応の結果、本株式移転は上記の丸八証券の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

以上

(参 考)

エース証券の当期連結業績予想（平成25年10月30日公表分）及び前期連結実績

（単位：百万円）

	連結営業収益	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成26年3月期)	—	—	—	—
前期実績 (平成25年3月期)	10,070	1,512	1,418	1,968

当社グループの主たる事業である金融商品取引業の業績は、経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受ける状況にあり、こうした事業の特殊性から通期の業績を適正に予測し開示することはきわめて困難であるため、開示しておりません。

丸八証券の当期業績予想（平成25年10月30日公表分）及び前期実績

（単位：百万円）

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成26年3月期)	—	—	—	—
前期実績 (平成25年3月期)	3,029	645	637	574

金融商品取引業は、経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受ける状況にあり、通常業績を適正に予想し、開示することは極めて困難であります。そのような状況において業績予想を開示することは投資家に誤認を与えるおそれがあるため、丸八証券は通常業績予想を開示しておりません。それに代えて、四半期及び通期の業績速報値を決算数値が確定したと考えられる時点で速やかに開示しております。

以上

本開示についての問合せ先

エース証券株式会社 06-6267-2111（広報部長 水野 和茂）

丸八証券株式会社 052-307-0850（マネジメント本部 山田 寿男・津坂 聡）